

豊島区分譲マンション計画修繕調査費助成金交付要綱

平成25年6月28日
建築住宅担当部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、区内に所在する分譲マンションの管理組合が大規模修繕を計画的に実施するために行う調査費用の一部を助成することにより、分譲マンションの適切な維持管理を推進し、安全かつ快適な居住空間の実現を図り、もって良質な住宅ストックの形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 分譲マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (2) 管理組合 適正化法第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (3) 計画修繕調査 分譲マンションの大規模修繕の計画的な実施を目的として、修繕の箇所、時期、工事の方法及び所要金額に関する調査を行うことをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱により助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす分譲マンションの管理組合とする。

- (1) 建築後8年以上を経過した分譲マンションの管理組合であること。
- (2) 管理規約が整備されていること。
- (3) 管理組合の集会において、計画修繕調査の実施について決議がなされていること。
- (4) 過去10年以内に、本要綱による助成を受けていないこと。

(助成対象経費)

第4条 この要綱による助成金の交付の対象となる経費は、分譲マンションの共用部分に関して実施する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 構造：外壁（塗装・タイル）、防水（屋上・ルーフバルコニー・開放廊下・屋外階段）、鉄部塗装、外構に関する建物の計画修繕調査委託経費
設備：給排水設備、電気設備、消防設備、エレベーター、機械式駐車場に関する建物の計画修繕調査委託経費

(2) 前号の計画修繕調査とあわせて行う長期修繕計画の作成又は見直しにかかる費用

(3) その他、区長が特に認める計画修繕調査委託経費

2 助成対象経費には、消費税は含まないものとする。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の額は、前条に規定する計画修繕調査に要する経費(以下「調査費」という。)の2分の1の額(1,000円未満切り捨て)とし、その額が20万円を超えるときは、20万円とする。

2 助成金の交付額は、当該年度の予算の範囲内とする。

(計画修繕調査の実施)

第6条 調査費の助成を受けようとする管理組合は、当該計画修繕調査を、専門的知識を有する者(以下「調査業者」という。)に委託して行わなければならない。

(助成金の承認申請及び承認決定)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、当該計画修繕調査を実施する前に、分譲マンション計画修繕調査費助成承認申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、区長に申請しなければならない。

(1) 管理規約の写し

(2) 計画修繕調査実施の決議に係る集会の議事録の写し

(3) 調査業者による見積書の写し

(4) 建物登記事項証明書 ただし、豊島区マンション管理推進条例第11条による届出を提出している場合を除く。

(5) 前4号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の申請に基づきその内容を審査し、助成対象と承認したときは分譲マンション計画修繕調査費助成承認通知書(別記第2号様式)により、承認しない旨の決定をしたときは分譲マンション計画修繕調査費助成不承認通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

3 区長は、助成の承認にあたり必要と認める条件を付することができる。

(助成の取りやめ及び変更)

第8条 前条の規定による助成金の承認を受けた者(以下「助成承認者」という)は、当該計画修繕調査を取りやめようとするときは、分譲マンション計画修繕調査費助成取りやめ届(別記第4号様式)により区長に届けなければならない。

2 助成承認者は、分譲マンション計画修繕調査費助成承認申請書に記載された内容を変更しようとするときは、分譲マンション計画修繕調査費助成変更承認申請書(別記第5号様式)により区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該変更を承認したときは、分譲マンション計画修繕調査費助成変更承認通知書(別記第6号様式)に

より当該助成承認者に通知する。

(計画修繕調査報告)

第9条 助成承認者は、当該計画修繕調査を実施した場合には、書面により調査業者から報告を受けるものとする。

(完了報告)

第10条 助成承認者は、当該計画修繕調査が完了したときは、分譲マンション計画修繕調査完了報告書(別記第7号様式)を提出し、速やかに区長に報告しなければならない。

(助成金の交付申請及び交付決定)

第11条 助成承認者は、前条の規定により分譲マンション計画修繕調査完了報告書を提出するときは、分譲マンション計画修繕調査費助成金交付申請書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添付して、区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 当該計画修繕調査の結果が確認できる書類

(2) 当該調査費の支払額が証明できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、助成金の交付を決定したときは分譲マンション計画修繕調査費助成金交付決定通知書(別記第9号様式)により、助成金の不交付を決定したときは、分譲マンション計画修繕調査費助成金不交付決定通知書(別記第10号様式)により、申請者に通知する。

(助成金の交付請求)

第12条 前条2項の規定による通知を受けた者は、速やかに分譲マンション計画修繕調査費助成金交付請求書(別記第11号様式)により区長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 区長は、助成承認者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 計画修繕調査の内容が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(2) 虚偽その他不正の手段により、この助成金の交付を受けたとき

(3) 豊島区補助金交付規則(昭和61年8月27日規則第59号)に違反したとき

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した時は、分譲マンション計画修繕調査費助成金交付決定取消通知書(別記第12号様式)により当該交付決定者に通知する。

(助成金の返還)

第 14 条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、すでに助成金が交付されている場合の返還にあたっては、豊島区補助金交付規則により期限を定めて返還を命ずるものとする。

(報告及び区の調査)

第 15 条 区長は、本要綱による助成に関して必要があると認めるときは、助成承認者に対して必要な事項について報告を求め又は調査することができる。この場合において、助成承認者はこれに協力しなければならない。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、建築住宅担当部長が別に定める。

附則

この要綱は平成 25 年 7 月 1 日から施行する。